

株式会社タスキ 定 款

2013年8月12日会社成立

2017年9月15日改定

2017年9月28日改定

2017年10月1日改定

2018年8月1日改定

2018年12月17日改定

2019年5月16日改定

2019年10月1日改定

2019年12月16日改定

2020年6月12日改定

2021年12月22日改定

2022年12月22日改定

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社タスキと称し、英文では、TASUKI Corporationと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 人工知能（AI）を用いた各種ソリューションサービスの提供
2. 人工知能（AI）プログラムの研究および開発
3. 顧客向けサービスのためのプラットフォーム・システムの開発、販売、提供および紹介業務
4. インターネットを用いた情報提供サービス業および商取引・決済処理ならびに情報処理サービス業
5. データ分析・解析事業
6. 不動産の売買、賃貸、管理およびその仲介
7. 不動産に関するコンサルティング業務
8. 建築の設計、監理
9. 建築工事に関する施工、請負
10. 不動産特定共同事業法に基づく事業
11. ホテル、旅館等の宿泊施設、飲食店およびスポーツ施設の経営
12. 不動産担保貸付その他金銭の貸付
13. 生命保険の募集に関する業務および損害保険の代理業務
14. 経営コンサルタントおよび各種マーケティングリサーチ業務
15. 第二種金融商品取引業
16. 前各号の事業に附帯または関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り等当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第23条 取締役社長は当会社の業務を統括し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の取締役は、取締役社長を補佐し定められた事項を分掌する。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、

他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、会社法370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除等)

第31条 当会社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議

によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

（員数）

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

（選任方法）

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤監査役）

第35条 監査役会は、その決議によって監査役の中から1名以上の常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集手続）

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催すること

ができる。

(監査役会の決議)

第37条 監査役会の決議は、議決に加わることができる監査役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会議事録)

第39条 監査役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除等)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議において選任する。

(任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の定めがなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(期末配当金)

第46条 剰余金の配当は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して行う。

(中間配当金)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第48条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。